

9.景丘の家 施設の利用拡大

- ・あらゆる世代の利用者数を増やし、多世代で交流できるプログラムを実施する。
- ・景丘の家で活動することもテーブル団体の数や参加人数を増やす。

10. こどもテーブル事業の推進

- ・新規活動団体を増やすとともに、既存の団体が充実した活動ができるように支援する。
- ・地域福祉コーディネーターと連携し、世代や属性を超えて交流できる団体を増やす。
- ・SNSを活用して事業の周知を図り、子ども基金への寄付を増やす。

11. ふれあいのまちづくり事業の推進

- ・地域福祉コーディネーターが継続的に訪問し、活性化を図る。
- ・社会資源を活用し、新たな形態のサロンの創設に取り組む。
- ・助成金に係わる提出書類の簡便化と使途を見直し、利便性を図る。

2-3 地域福祉を支える担い手の養成

12. ボランティアの育成・支援の充実

- ・世の中の動静に合わせた講座・研修会、イベントを開催して活動者の拡充を図る。
- ・ボランティア依頼は、様々な繋がりを駆使して調整を行う。
- ・災害時の活動として、行政・NPOと連携を図り平時から顔の見える関係づくりを目指す。
- ・コミュニティマネージャーを配置して団体支援・連携を推進する。

13. 地域福祉を支える人材の確保・スキルアップ

- ・多分野にわたる多くの団体との連携を強化するため団体交流会を定期的に開催する。
- ・地域団体の活動を紹介する冊子をSNS等で配信し、広く地域住民に周知する。
- ・地域福祉の担い手であるボランティア・団体が持つ課題の解決に向けて支援する。
- ・分野を超えた交流と地域における課題の共有を行い、新たな活動の創出を目指す。

3 権利擁護、虐待防止の推進

4. 障がい者相談支援機能の強化【再掲】

5. 障がい者基幹相談支援センターの運営【再掲】

14. 成年後見制度の利用促進

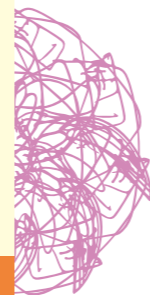
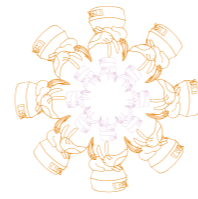
- ・安定した法人後見の受任と、社会貢献型後見人の活用・育成に取り組む。
- ・早期相談による課題発見に努め、適切な時機での成年後見制度利用を支援する。
- ・多様な広報媒体や相談支援体制を活用して、潜在的な需要を掘り起こす。
- ・他団体との協力・連携を強化し、地域を支えるネットワークづくりを進める。
- ・生前の支援も含めた身元保証制度や死後事務などを検討し、実施に向けて取り組む。

4 職員の能力開発の取り組み強化

15. 住民ニーズに応えるための職員育成

- ・時代の変化に対応した専門知識や技術を高めるため、職員研修の充実化を図る。

※【再掲】・・・基本施策ごとにまとめましたので、重複する実施項目については再掲とさせていただきます。



渋谷区地域福祉活動計画〈第3期〉

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

【地域福祉活動計画が目指すもの】

地域福祉活動計画は、住民や民間団体が行う活動を地域内の様々な社会資源と結びつけながら、地域の課題解決に取り組む計画です。

第3期計画は、これまでの計画と同様に基本理念、基本方針を継承するとともに、連携して策定する「渋谷区地域福祉計画」が示す施策の方向性と整合を図り、当協議会が担うべき地域福祉の実施計画です。

基本理念

きづきあい みとめあい ささえあい
共に生きるまち 渋谷



基本方針

【気づき考える】 地域に存在する個別の生活課題や福祉ニーズを
れなく見逃さず、また、福祉サービスを必要として
いる人々の意向・要望に気づき、(どうしたら良いかを)考える働きを大切にする。

【学び育ちあう】 より多くの区民が福祉問題に気づき、関心と理解
を高められ、ともに学び育ちあう地域社会(コミュ
ニティ)を形成する働きを大切にする。

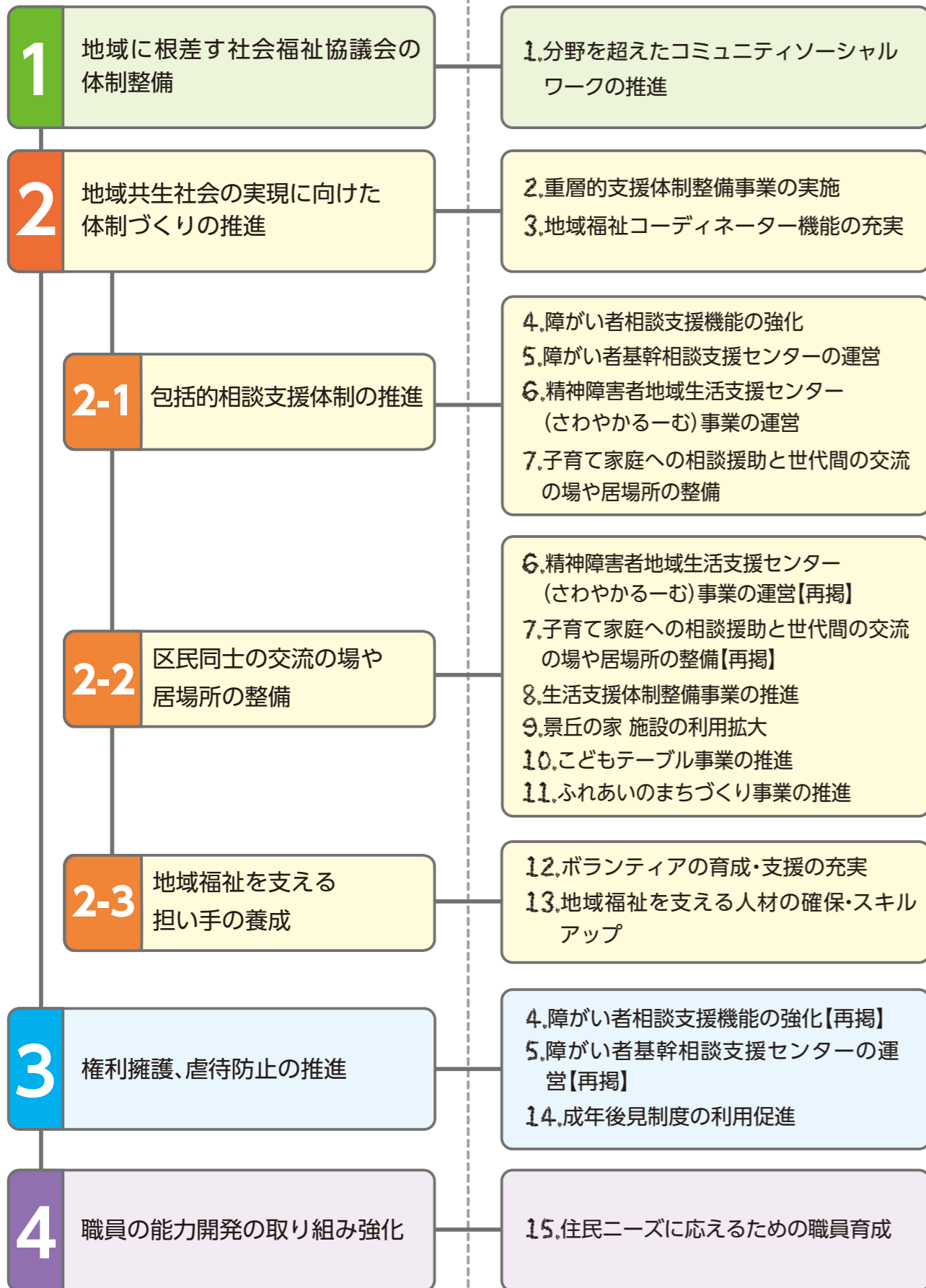
【知らせ広める】 さまざまな福祉制度の周知や利用促進、公私の社
会資源の活用、地域福祉活動の現状等をきめ細か
く丁寧に知らせ(報せ)広める働きを大切にする。

【つながり支えあう】 福祉を必要としている人々の求めと必要に応じ、
区民や事業者等が連携・協働し、地域で自立して生
活できるように、つながり支えあう働きを大切にする。

【活動を見直す】 これまでの地域福祉活動の成果や課題を明らかに
し、活動を見直し、たえず生き生きとした地域福祉
活動を推進する働きを大切にする。

基本施策

実施項目



1 地域に根差す社会福祉協議会の体制整備

1.分野を超えたコミュニティソーシャルワークの推進

- ・課題の共有と勉強会を継続的に実施し、包括的相談支援体制を整備する。
- ・「地域アセスメントシート」を作成し、住民主体の地域福祉活動を推進する。

2 地域共生社会の実現に向けた体制づくりの推進

2.重層的支援体制整備事業の実施

- ・各相談支援機関と連携・協力し、断らない相談体制を整備する。
- ・適切な支援につなげるため積極的にアウトリーチを行う。
- ・地域アセスメントを実施し、多様なニーズに対応できるよう新たな地域活動を支援する。

3.地域福祉コーディネーター機能の充実

- ・生活困窮世帯に対し、フード・衣類パントリーを実施し、より寄り添った支援をする。
- ・スーパーバイザーによる研修、ピアスーパービジョンを実施し、資質向上に努める。
- ・地域アセスメントを適宜更新し、各地区に合わせた地域づくりを行う。

2-1 包括的相談支援体制の推進

4.障がい者相談支援機能の強化

- ・障がい者相談窓口の役割を明確にするため、関係者間で相談内容の検証、共有を行う。
- ・障がい者虐待に関わる研修を実施(受講)し、年1回以上、事業所内での委員会を開催する。

5.障がい者基幹相談支援センターの運営

- ・相談支援専門員の人材育成や社会資源情報の発信を発信する。
- ・支援困難なケースに対してのバックアップを行い、地域の相談支援体制の強化を図る。
- ・高次脳機能障害専門相談では医療機関との連携を推進し、家族会発足の下支えを行う。

6.精神障害者地域生活支援センター(さわやか一む)事業の運営

- ・心の病を抱える人やその家族のさまざまな相談、生活支援、地域交流を行う。
- ・精神科病院などに長期入院中の方の退院支援、退院後の支援を行う。

7.子育て家庭への相談援助と世代間の交流の場や居場所の整備

- ・Instagramを開設し、事業の周知の仕方を工夫し、強化する。
- ・行事や子育て教室の開催を継続し、来所のきっかけや気付き家庭の発掘につなげる。
- ・地域や関係機関との連携・協力を強化し、地域の拠点としての包括的支援体制を整備する。

2-2 区民同士の交流の場や居場所の整備

6.精神障害者地域生活支援センター(さわやか一む)事業の運営【再掲】

7.子育て家庭への相談援助と世代間の交流の場や居場所の整備【再掲】

8.生活支援体制整備事業の推進

- ・渋谷のまちをより良くしていくために地域活動の把握、調整を行う。
- ・第二層協議体の取り組みをより地区の特色を生かした話し合いにする。

裏面に続く→

※【再掲】…基本施策ごとにまとめましたので、重複する実施項目については再掲とさせていただきます。